

公 告 (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「JICA 東京」という。）が、2021 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 東京 市民参加協力第一課（電：03-3485-7461 担当：松岡）宛にお願いします。

2021 年 7 月 2 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉

2021年度青年研修「中南米（西語/地域）における中小企業振興コース」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は以下の業務について、参加意思確認書（様式 1 もしくは様式 2）の提出を公募します。

本業務は、途上国の将来のリーダー的役割を担う青年層を対象とし、中小企業振興に関する基礎的な技術や制度に関する知識の習得及び自国の課題解決に向けた意識の向上を目標に研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社自然塾寺子屋（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、甘楽町認定連携創業支援事業計画において、町や商工会と協働し、創業支援塾を設置し、創業や新分野への進出希望者に対して、研修講演会や創業相談を通じた支援を行っています。また、甘楽町をはじめとした地域住民との相互連携に基づく地域振興の一翼を担っているほか、「群馬県農畜産物ブランド戦略協議会」の一員として県産農畜産物のブランド戦略と地産地消の一体的な推進を目指し、日本の地方における行政と民間企業が協働して取り組む経験を有しています。

加えて、特定者は、甘楽町と世界を結ぶ活動として、町や町民と一体となった開発途上国からの研修員受け入れを行っており、地域活性化の貢献に寄与しています。

特定者は、上述したような広範囲かつ多様な事業を行っており、①各地域の特色を活かした事業化、②創業のアイデアや共助、③ビジネスの視点を用いた地域振興などの豊富な経験と知見に加え、講師陣とのネットワークや、効率的且つ効果的な人材育成研修の実施に必要な技術や運営のノウハウを有しています。このことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 案件名 :

2021 年度青年研修「地域における中小企業振興コース」研修委託業務

(2) 担当部署 : JICA 東京 市民参加協力第一課

(3) 案件内容 : 研修委託業務概要 (別添) のとおり

(4) 研修コース実施期間 :

2021 年 11 月 8 日～2021 年 11 月 19 日 (予定)

(5) 履行期間 :

2021 年 9 月上旬～2021 年 12 月中旬 (予定)

2. 応募要件

(1) 基本的要件

①公示日において、令和元・2・3 年度全省庁統一資格の競争参加資格 (以下、「全省庁統一資格」という。) を有する者。なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構において簡易審査を行います。

②一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。具体的には、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」 (平成 20 年 10 月 1 日規定 (調) 第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者 (以下、「提出者」という。) は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

（2）その他の要件

- ① 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- ② 業務総括者は日本における中小企業振興の行政政策や企業の取組に精通し、研修指導に必要な同分野の専門人材を確保できること。
- ③ 千葉県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県（JICA 東京所管内）のいずれかに所在する者。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式 1・2・3)	提出期間	2021年7月19日(月) 17時まで。
	提出場所	JICA 東京 市民参加協力第一課
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可) ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参、郵送、またはメール ※持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで(正午から 14:00 までは除く)に上記提出場所へ持参のこと。 郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。 メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	発送日	2021年7月26日(月)
	通知方法	郵送またはメール
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 東京 市民参加協力第一課
	請求方法	持参、郵送、またはメール ※持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで(正午から 14:00 までは除く)に上記提出場所へ持参のこと。 郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。 メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2021年8月2日(月)
	回答発送日	2021年8月9日(月)
	回答方法	郵送またはメール
(4) 提出場所・メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 市民参加協力第一課 (担当: 松岡) 電話: 03-3485-7461 メールアドレス: tictpp1@jica.go.jp, Matsuoka.Junko.2@jica.go.jp	

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（様式 1）
- 2) 令和元・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の（写）
- 3) 誓約書（様式 3）
- 4) その他（法人概要、パンフレット等）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（様式 2）
- 2) 組織概要
組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）
- 3) 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）
- 4) 財務諸表（写）（直近1ヶ年分、法人名及び決算期間が記載されていること）
- 5) 納税証明書（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）
- 6) その他
特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報願います。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
 - (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。

 - (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
 - (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。
 - (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
 - (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
 - (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
 - (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (10) 契約保証金：免除します。
 - (11) 契約書作成の要否：要
 - (12) 共同企業体の結成：認めません。
 - (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
 - (14) 情報公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
- ① 公表の対象となる契約相手方：
- 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

2021 年度青年研修「地域における中小企業振興コース」研修委託業務概要

1. 青年研修事業について

青年研修事業は、開発途上国の将来を担う青年層（20 歳～35 歳程度）を日本に招き、それぞれの国における開発課題（行政、教育、農業、社会福祉、経済、保健医療、環境及び情報通信など多岐にわたる専門分野）について日本の経験、技術の基礎的理解を付与する研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業です。

研修の実施においては、JICA が先方政府との調整等全体管理を行いますが、本研修プログラムの実施・運営は、上記の専門分野において専門的な機関とのネットワークや地域の特色を活かして研修成果を着実に得ることができる団体が、JICA との業務委託契約を締結することにより、実施しています。研修プログラムは、各地域の特性、専門性を活かした講義のほか、同じ専門分野に携わる同世代の日本人関係者および、各国の参加者との意見交換会などから構成されます。本研修は、新型コロナウイルス感染状況に鑑み、オンラインで実施します。委託契約による研修プログラムの期間は 1 日 4 時間 10 日間程度を想定しています。

2. 研修コース概要

【コース名】

2021 年度青年研修「地域における中小企業振興コース」

【案件目標】

日本における中小企業振興に関する基礎的な技術や制度に関する知識の習得、および、自国の課題解決に向けた意識の向上。

【案件概要】

- ・日本における地方での中小企業振興の施策や、企業の取組を中心とした基本的な知識を学ぶ。
- ・現場視察、関係者との意見交換等を通じ当該分野に係る日本の経験または社会の背景を学ぶ。

【研修期間】(予定)

技術研修期間：2021 年 11 月 8 日から 2021 年 11 月 19 日

【人数】（予定）

20名

【研修対象国】

スペイン語圏中南米地域

キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、アルゼンチン、ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ、ウルグアイ

【対象研修員】

- ・ 地域経済振興に携わる行政官又は経済団体、および、NGO 職員
- ・ 関連する JICA 事業のカウンターパート

【使用言語】

スペイン語

（講義等はスペイン語または日本語で実施し、日本語での実施の場合は当機構登録の研修監理員が日本語・スペイン語間の通訳を行う）

【科目例】

- ・ 日本の産業振興体制
- ・ 地域における中小企業振興策
- ・ 行政と企業の具体的な取組事例等

3. 業務の範囲及び内容

（1）研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ 研修員との連絡・調整
- ⑨ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑩ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑪ 研修員の技術レベルの把握
- ⑫ 各種発表会の実施

- ⑬ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑭ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑮ 評価会への出席、実施補佐
- ⑯ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑰ 反省会への出席
- ⑱ 講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認(著作権処理を含む)
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(3) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材・資料返却
- ④ 情報廃棄報告書作成

4. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書記載の期限まで）に提出する。

（注）本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性があります。

* 全省庁統一資格を有している場合 *

様式 1

2021年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2021年度青年研修「地域における中小企業振興コース」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

- 1 令和元・2・3年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- 2 その他（法人概要、パンフレット等）

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

2021年 様式2
月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2021年度青年研修「地域における中小企業振興コース」に係る参加意思確認
公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

2 登記事項証明書（写）簿謄本（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）

3 財務諸表（写）（直近1ヶ年分、法人名及び決算期間が記載されていること）

4 納税証明書（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）

5 その他

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 殿

2021年度青年研修「地域における中小企業振興コース」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に、記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名 役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又は

これに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上